

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第十五号

地 方 事 務 所 長

鳥取県県行造林施行手続（昭和二十四年二月鳥取県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第二條中「前年度十一月末日までに」を「前年度九月末日までに」に改める。

告 示

◇鳥取縣告示第四百四十四号

牧野法施行令（昭和二十五年政令第二百四十四号）第二條第一項第一号の規定により牧野管理規程を定める牧

昭和二十六年十月二日 火 曜 日
第二千二百四十九号

野を次のように指定する。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、牧野の所在地

西伯郡大山村大字赤松字榎原国有林97い96いろほ

日野郡溝口町大字金屋谷字水無原国有林

外 一 外 二

二、指定の年月日

昭和二十六年九月二十六日

◇鳥取縣告示第四百四十五号

次の通り亡失の旨届出があつたから事故發生の日以降無効とする。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00863

証票種別	番号	交付年月日	亡失年月日	所屬	資格	氏名
検税吏員証	四二	昭和二十五年九月二日	昭和二十六年八月三十一日	高気地方事務所	鳥取県事務吏員	端詰進
徴税吏員証	七六	〃	〃	〃	〃	〃
県税滞納者財産差押証票	七一	〃	〃	〃	〃	〃

◇鳥取縣告示第四百四十六号

鳥取県(鳥)行造林実施要綱(昭和二十三年十一月鳥取県告示第五百九十七号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西尾愛治

第三條中「前年十月末日迄に」を「前年八月末日までに」に改める。

◇鳥取縣告示第四百四十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医を次のように指定した。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西尾愛治

00864

診療科名	名	診療所	所在地	保険医氏名	指定年月日
小兒科	星野小兒科医院	鳥取市川端四丁目十五番地	星野茂子	昭和二十六年九月一日	
皮膚、泌尿器科	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一番地	藤原聞一	〃	

◇鳥取縣告示第四百四十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医の指定を次の通り取消した。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名	名	診療所	所在地	取消事由	保険医氏名	取消年月日
------	---	-----	-----	------	-------	-------

内科	原田診療院	鳥取県東伯郡倉吉町東倉吉	原田謙太郎	死亡	昭和二十六年八月十八日
〃	鳥取赤十字病院	鳥取市西町一番地	垣田堅二郎	職転	昭和二十六年八月三十一日
内小兒科	鳥田医院	鳥取県八頭郡下私村大坪	鳥田島吉	管外転出	昭和二十六年八月三十一日
〃	鳥診療所	鳥取県岩美郡岩井町岩井	鳥義雄	〃	昭和二十六年八月二十日

◇鳥取縣告示第四百四十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く保険医に次のような

00865

異動があつた。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西尾愛治

診療科名	診療所	所在地	異動事由	保険医氏名	異動年月日
------	-----	-----	------	-------	-------

齒科 倉繁	鳥取県東伯郡倉吉町魚	東伯郡旭村今泉	転勤	松本喜久枝	昭和二十六年八月二十三日
齒科 醫院	町二五一八				
高橋	米子市東倉吉町一三四	東伯郡竹田村穴鴨	診療所々在 地	高橋芳藏	昭和二十六年八月十五日
齒科 醫院			變更		

◇鳥取縣告示第四百五十号

通信地図修正のため次の通り測量する旨広島郵政局長より通知を受けた。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西尾愛治

- 一、測量期間 昭和二十六年十月中十日間
- 一、測量地域 東伯郡倉吉町、社村
- 一、測量方法 測鎖測量

00866

◇鳥取縣告示第四百五十二号

度量衡法施行細則(明治四十二年農商務省令第二十八号)第四十八條の規定により西伯郡の度量衡器計量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十六年十月二日

鳥取県知事 西尾愛治

検査期日	器物提出時間	検査区域	検査場
十月 八日(月)	自午前九時 至午後三時	西伯郡成美村	成美村特設度量衡検査場
〃 九日(火)	〃	天津村	天津村
〃 十日(水)	〃	大田村	大田村
〃 十一日(木)	〃	法勝寺村	法勝寺村
〃 十二日(金)	自午前九時 至正午	上長田村	上長田村
〃 十二日(金)	自午後一時 至午後四時	西伯郡東長田村	東長田村
〃 十三日(土)	自午前九時 至午後三時	手間村	手間村
〃 十五日(月)	自午前九時 至午後三時	賀野村	賀野村
〃 十六日(火)	〃	尙徳村	尙徳村
〃 十七日(水)	〃	五千石村	五千石村
〃 十八日(木)	〃	幡郷村	幡郷村
〃 十九日(金)	〃	大幡村	大幡村